

女性の健康課題への取組（労働衛生の立場から）

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 労働衛生課

産業医、産業保健スタッフへの女性の健康課題に関する知識向上等への取組状況について

全国47都道府県に設置された産業保健総合支援センター等において専門研修や相談対応の拡充を実施している。

- 事業名 : 産業保健活動総合支援事業
- 実施主体 : 独立行政法人労働者健康安全機構（産業保健活動総合支援事業費補助金）
- 事業目的 : 事業場における産業保健活動の取組に対する支援
- 支援内容 : ①事業者、産業医等に対する研修の実施、相談対応
②小規模事業場に対する産業保健サービスの提供 等

産業保健総合支援センター（産保センター）

- 産業保健の専門家を配置し、以下の支援を実施
 - 事業者、人事労務担当者、産業医等の産業保健スタッフに対する専門的研修
 - 事業場への訪問支援（実地相談、健康教育等）
 - 関係者（労働者を含む）からの相談対応

女性の健康課題の
知見等に係る
専門研修を拡充

性と健康の相談センターとの連携
（連携コーディネーターの配置）

地域窓口

※産保センターの下、監督署単位（全国約350か所）に設置

支援対象：産業医の選任義務のない小規模事業場（労働者数50人未満）

- 産業医、保健師を配置し、事業場への訪問支援を実施

働く女性の健康推進に取り組みましょう

- 産業保健総合支援センターをご活用ください -

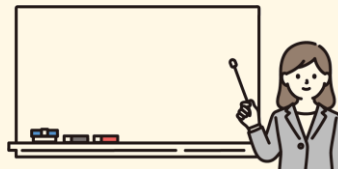
全国47都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、
産業保健の専門家が以下の支援に取り組んでいます。ぜひご活用ください。

1

女性特有の健康課題に関する研修 を実施しています

月経関連疾患などライフステージに応じた女性の健康課題について正しく
理解し、働く女性に対して適切に配慮（婦人科等を受診する場合の特段の
配慮や相談しやすい職場環境の整備等）する
ことが重要です。

事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフ
向けに研修を実施していますので、ぜひ受講
してください。



2

職場における女性の健康に関する ご相談に応じます

産業保健総合支援センターの保健師が中心となり、職場における女性の
健康に関するご相談に対応いたします。

より専門的なご相談については、性と健康の相
談センターにご案内するなど、産業保健総合支
援センターの保健師が連携コーディネーターと
して支援を行います。

労働者個人の方、事業者の方からのご相談を受
け付けています。



< ホームページのご案内 >

各種研修・セミナーは、各都道府県の産業保健総合支援センターの
ホームページからお申込みいただけます。

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/default.aspx>



労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等に関する検討会の概要

(第1回：令和5年12月5日、第2回：令和6年1月25日開催)

1 目的

労働安全衛生法に基づく一般健康診断については、平成28年に、「労働安全衛生法に基づく定期健康診断等のあり方に関する検討会」において各診断項目等の妥当性等について検討されたところだが、近年及び今後の労働者の健康を巡る情勢としては、急速に進む高齢化の中、職業生活が長期化してきているとともに、女性の就業率の増加に伴って、女性の健康課題への対応の重要性が一層高まっている。また、前回の検討以降、健康診断についての医学的知見が集積されてきている。

こうした中、政府の規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）では、定期健康診断について、最新の医学的知見や社会情勢の変化等を踏まえ、医学的知見等に基づく検討の場を設け、検査項目（検査頻度を含む。）及び検査手法について所要の検討を行い、令和6年度に結論を得ることとされた。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針2023（女性版骨太の方針2023）」（令和5年6月13日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）では、「事業主健診（労働安全衛生法に基づく一般定期健康診断）に係る問診に、月経困難症、更年期症状等の女性の健康に関連する項目を追加する」とされ、「経済財政運営と改革の基本方針2023（骨太の方針2023）」（令和5年6月16日閣議決定）では、「女性版骨太の方針2023に基づき、（中略）事業主健診の充実（中略）等により女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会を実現する」とされたところである。

こうした状況を踏まえて、労働安全衛生法に基づく一般健康診断の検査項目等について、検討することとする。

2 検討事項

- (1) 最新の医学的エビデンスに基づく現行の一般健康診断の検査項目等の妥当性について
- (2) 労働者の健康課題の変化を踏まえた一般健康診断の検査項目等について
- (3) その他関連する事項について

3 構成員名簿

荒井 秀典	国立長寿医療研究センター理事長	田中 栄	東京大学大学院医学系研究科外科学専攻 感覚・運動機能医学講座教授
及川 勝	全国中小企業団体中央会常務理事	富高 裕子	日本労働組合総連合会総合政策推進局長
大下 英和	日本商工会議所産業政策第二部長	中野真規子	独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 化学物質情報管理研究センター疫学研究部部长
大須賀 穰	東京大学大学院医学系研究科産婦人科学教授	星野 寛美	関東労災病院非常勤医師
岡村 智教	慶應義塾大学医学部衛生学公衆衛生学教授	増田 将史	産業医科大学特命講師（ストレス関連疾患予防センター）
神村 裕子	公益社団法人日本医師会常任理事	宮本 俊明	日本製鉄株式会社東日本製鉄所統括産業医
亀澤 典子	公益社団法人全国労働衛生団体連合会専務理事	武藤 繁貴	公益社団法人日本人間ドック学会理事
鈴木 重也	一般社団法人日本経済団体連合会労働法制本部長	森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所産業保健経営学教授
高田 礼子	聖マリアンナ医科大学予防医学教室主任教授	吉村 典子	東京大学医学部附属病院 22世紀医療研究センター 口コモ予防学講座特任教授
立石清一郎	産業医科大学産業生態科学研究所災害産業保健センター教授		
立道 昌幸	東海大学医学部基盤診療学系衛生学公衆衛生学教授		

職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究（令和5年度 厚生労働科学研究）

【目的】

本研究は、職場における女性の健康保持増進のために求められている産業保健活動の取組や効果的な対策等のための知見を得ることを目標とする。

【求められる成果】

事業場や労働者に対するアンケート調査及び当該調査の回答に紐付く事例調査を実施し、職場における女性の健康の保持増進に資すると考えられる産業保健活動の各種取組について、以下の事項を取りまとめる。

- ・ 職場における女性の健康に関する課題
- ・ 取組の特徴、具体的な実施例
- ・ 取組の実施体制（産業保健の一環として実施、福利厚生や健康経営の一環として実施、保険者の保健事業の一環として実施など）
- ・ 取組の効果（労働者個人への健康影響のほか、事業場全体としての就業環境の改善や労働生産性の向上等の影響を含む。）
- ・ 取組へのニーズ（事業者、労働者双方）
- ・ 今後取組を普及する上での留意事項（例えば労働者の個人情報への配慮などのほか、より効果的な取組として展開するための注意事項を含む。）

（令和5年度 厚生労働科学研究費補助金 公募要項より）

採択課題

採択課題名：職場における女性の健康保持増進のための効果的な産業保健活動の確立に向けた研究

研究代表者：立石 清一郎（産業医科大学 教授）

研究期間：令和5年度～令和7年度

交付決定額：10,000,000円